

町長と語ろう えさしタウンミーティング 申込団体・グループ募集！



町長が皆さまと直接お話しします！

“まちづくり”への
思いを聞かせてください！



まちづくり推進課戦略推進グループ
電話 62-1329

町長と語ろう えさしタウンミーティング実施要領

1. 趣旨

町内で活動している様々な団体・グループ等（以下「団体等」という。）と町長が直接対話することにより、町民の町政への意識向上を図るとともに、町民の意見などを今後の町政に活かしていくことを目的とする。

2. 公募方法等

町長とタウンミーティング（以下「集会」という。）を希望する団体等は、広報紙、町ホームページなどを通して公募し、次の各号に該当する団体等とする。

なお、町長が選出する団体等と集会を実施する場合もあるものとする。

- (1) 町内に在住・在勤・在学又は町内で活動している人で構成される団体等であること。
- (2) 集会当日に、原則として10人程度出席できる団体等であること。
- (3) 当該年度内に「集会」を希望した団体等でないこと。

3. 集会の制限

次の各号のいずれかに該当する場合には、集会を取消又は中止することができるものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれのある場合。
- (2) 特定の営利事業の支援につながるおそれのある場合。
- (3) 特定の政治団体・宗教団体に特別の利益又は不利益となるおそれのある場合。
- (4) 個人・団体の誹謗・中傷となるおそれのある場合。
- (5) 苦情や要望等が主たる目的となるおそれがある場合。
- (6) その他「集会」の趣旨に適さないと判断した場合。

4. 開催日時及び開催場所

開催日時は団体等が希望する日時と町長の日程を調整した上で決定し、集会時間は1時間程度とする。

なお、開催場所は、原則として、役場本庁舎又は歌登地域総合センターとする。

5. 運営方法

- (1) 司会進行はまちづくり推進課（以下「進行」という。）が行うものとする。
- (2) 進行は、団体等の活動報告及び集会内容等の説明を行った後、町長との意見交換を行う。ただし、運営方法についてまちづくり推進課と事前に協議して決定した場合、この限りでない。
- (3) 進行は、必要があると認めるときは、各所管の関係職員に対し出席を求め、説明その他の協力を求めることができる。
- (4) その他、運営方法に疑義が生じた場合は、適宜協議を行うものとする。

6. 応募方法

- (1) 代表者は、申込書及びテーマに必要事項を記入の上、役場まちづくり推進課に持参するか、ファックス、Eメール又は郵送で申込むものとする。
- (2) 申込書及びテーマは、町ホームページからダウンロードできるほか、まちづくり推進課及び歌登総合支所に備え付けるものとする。
- (3) テーマの作成にあたっては、別紙「テーマ一覧表」を参考にして、町政に対する建設的な意見等を、具体的かつ詳細に記載するものとする。

7. 開催通知

まちづくり推進課は、開催通知を文書により団体等の代表者に通知するものとする。

8. 集会内容の公表

町民に対して積極的な情報公開を行う観点から、集会の様子は、まちづくり推進課で写真撮影、録音等を含めて記録を取り、集会内容及び状況を町ホームページ等で公表できるものとする。なお、参加する団体等が、集会内容の録音、録画等を希望する場合には、事前にまちづくり推進課に相談するものとする。

9. 個人情報の取扱い

団体等及び応募者の個人情報は、本集会開催に係る事務にのみ使用するものとする。

10. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

枝幸町長 あて

「町長と語ろう えさしタウンミーティング」申込書

次のとおり開催を申込みます。

団体等名		
	[会員数 人] [出席予定人員 人]	
代表者	住所：	
	ふりがな：	電話：
	氏 名：	携帯：
	E-Mail：	
連絡担当者	住 所：	
	ふりがな：	電話：
	氏 名：	携帯：
	E-Mail：	
団体等の紹介 (設立時期・目的 など)		
その他		
	※開催時期などの希望がございましたら、ご記入ください。	

- 注1 申込みにあたっては、「町長と語ろう えさしタウンミーティング実施要領」をお読みください。
- 注2 活動実績がある場合は、添付してください。
- 注3 本事業は町政に対する建設的な意見交換の場です。苦情や要望、陳情等の場ではありませんのでご留意ください。

申込み・問合せ先

枝幸町まちづくり推進課戦略推進グループ
〒098-5892 枝幸郡枝幸町本町 916 番地
電話：62-1329（直通）
FAX：62-3353
E-Mail：kikaku@esashi.jp

年 月 日

枝幸町長 あて

「町長と語ろう えさしタウンミーティング」テーマ

団体等名	
代表者	ふりがな：
	氏 名：
町長と話し合いたいテーマ	
テーマ選定理由	
内 容	

申込み・問合せ先

まちづくり推進課戦略推進グループ

〒098-5892 枝幸郡枝幸町本町 916 番地

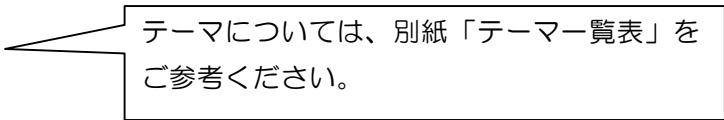
電話：62-1329（直通）

FAX：62-3353

E-Mail：kikaku@esashi.jp

枝幸町長 あて

「町長と語ろう えさしタウンミーティング」テーマ
(記入例)

団体等名	枝幸町●●会
代表者	ふりがな：えさし たろう
	氏 名：枝幸 太郎
町長と話し合いたいテーマ	●●について 
テーマ選定理由	枝幸町は、●●である。これらを●●して、枝幸町を●●していきたいという思いから、このテーマを選定した。
内 容	<p>1. 選定テーマに関する今までの活動内容 私たちは●●に関して●●な活動を行ってきました。</p> <p>2. 活動しているうえでの問題点や課題 そこで、●●については●●といった問題点や課題があると感じています。</p> <p>3. 問題や課題を解決するための意見等 ●●といった問題点について、●●な活動を行うことにより、より良いものになるのではないのでしょうか。</p>

申込み・問合せ先

まちづくり推進課戦略推進グループ
〒098-5892 枝幸郡枝幸町本町 916 番地
電話：62-1329（直通）
FAX：62-3353
E-Mail：kikaku@esashi.jp

町長と語ろう えさしタウンミーティング テーマ

分野	行政	まちづくり	施設	道路 ・ 交通	生活環境	防災 ・ 防犯	健康 ・ 福祉	子ども ・ 子育て	産業
テ ー マ	施策 ・ 政策	まちづくり	公共施設	道路整備 ・ 道路環境	自然 ・ 生活環境	防災 ・ 災害対策	健康 ・ 医療	子育て	農業
	財政 ・ 行革	都市計画	学校施設	交通安全	土地活用	防犯 ・ 安全対策	障がい者 (児)	保育環境	林業
	税	自治会 ・ 町内会		公共交通	公園		介護 ・ 高齢者	教育環境	漁業 ・ 水産業
	EOS チャンネル	観光 ・ ふるさと納税			ゴミ処理 ・ リサイクル			定住 ・ 移住	その他 産業

町長と語ろう えさしタウンミーティングに関する Q&A

Q1 応募から開催までの流れを教えてください。

A1 次のような流れになります。

申込書一式の入手→申込書・テーマの記入→まちづくり推進課に提出

→開催団体等の決定（応募団体等の中から、町長日程との調整がつき次第）

→開催団体等代表者（連絡担当者）へ連絡→打合せ（1～2 回程度）→集会の開催

Q2 10 人に満たない人数で活動している団体等ですが、応募できますか。

A2 要領では、「原則として 10 人程度出席できる団体等であること。」としておりますが、事前にご相談ください。

Q3 町長と話し合いたいテーマについての制約はありますか。

A3 実施要領にもあるように、町民の町政への意識向上を図るとともに、町民の意見などを今後の町政に活かしていくことを目的としておりますので、事前にお知らせしている「テーマ一覧表」を参考に、なるべく趣旨に合致するテーマを決めてください。

Q4 テーマはどのようなものを作成すれば良いですか。

A4 テーマは、記入例を参考に作成してください。不明な点は、お気軽にお問い合わせください。また、集会は、意見交換の場となりますので、苦情や要望、陳情等を伝える場ではありませんので、その他、注意事項を実施要領に載せてありますので、必ず確認してください。

Q5 開催場所は、原則として役場本庁舎又は歌登地域総合センターとなっておりますが、別の場所で開催することは可能ですか。

A5 ほかに開催する理由や町長の日程により、別の場所で開催することも可能です。

Q6 集会時間はどのくらいですか。

A6 1 時間程度です。

Q7 申込書とテーマを作成しました。どこに提出したらよいですか。

A7 役場 2 階のまちづくり推進課に直接持参していただくか、ファックス、E メール又は郵送で提出してください。

Q8 話し合いたいテーマについて、既に他の団体等が行っていることを知りました。同じテーマでも、集会はできますか。

A8 同じテーマでも集会は可能です。